

令和8年3月30日

ベースアップ評価料届出医療機関 御中

奈良県医師会

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業における
診療所等賃上げ支援事業について

医療機関等における賃上げに対する支援事業につきましては、奈良県において4月下旬以降の申請開始に向け、実施要綱等の内容が検討されていますが、奈良県の実施要綱の元となる国の実施要綱において、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までに支給するとともに、4月から5月までベースアップを実施する必要があるとされておりました。

本来、これらについて県および日医から情報提供があった際に、会員医療機関にご案内すべきでしたが、奈良県医師会事務局において「令和8年3月1日までにベースアップ評価料の届出が必要」ということのみに捕らわれていたこと、また通知を確認していなかったことにより、その認識が欠如しておりました。さらに県より詳細の通知があるものと思い込みがあったことにより、会員医療機関への周知ができておりませんでした。誠に申し訳ございません。

つきましては、急なご案内で誠に恐縮に存じますが、日医作成の参考資料「おすすめの現実的な賃金改善の具体例」をご覧のうえ、3月31日中に令和7年12月から令和8年3月までの一時金の支給が可能な場合は、そのご対応をお願い申し上げます。

また、3月31日中に支給ができない場合の善後策について、現在、奈良県地域医療連携課と協議中であることから、まとまり次第、至急にご案内申し上げます。具体的には、Q&Aに「就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和8年1月～6月）に支払われるものを含めることも可能」とあることから、この解釈を含めて、4月以降に令和7年12月から令和8年3月までの一時金を支給することの方策等を協議しております。

なお、3月31日には、日本医師会にも詳細について正直に報告し、具体的な対応策についてご指導いただく予定です。

会員の先生方には、大変ご迷惑をおかけし重ねてお詫び申し上げます。

取り急ぎ、概要のみをFAXさせていただきます。国要綱およびQ&Aは、下記ホームページに掲載しております。

※奈良県医師会ホームページ

https://nara.med.or.jp/shien_beseup/



<経過>

- 令和 8 年 1 月 27 日 日本医師会から「令和 7 年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」、国の実施要綱の周知依頼が届く。12 月から 3 月分までは一時金、4 月及び 5 月分はベースアップ等による方法が中心になると考える旨の案内あり。

令和 8 年 1 月 29 日 奈良県地域医療連携課から「令和 7 年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」、国の実施要綱の周知依頼が届く。

→県医師会事務局では今後、県地域医療連携課から詳細の通知があるとの思い込みから会員医療機関に周知しなかった。

- 令和 8 年 2 月 27 日 日本医師会から「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関する Q&A（第 1 版）及び賃上げ支援事業に対応する賃金改善の具体的方法について（情報提供）」周知依頼。（同通知に日医作成の参考資料「おすすめの現実的な賃金改善の具体例」が添付されていた）

→県医師会事務局では同通知を見落とししていた。

- 令和 8 年 3 月 25 日 会員医療機関から本支援事業における実施要綱に関する問い合わせを受ける。

→県医師会事務局は、令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月分の一時金を支払う必要があることを認識。

Q & A では、「就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和 8 年 1 月～6 月）に支払われるものを含めることも可能」との記載があることから、県地域医療連携課と 4 月以降の一時金支払等の取扱い等について善後策を調整中。

奈良県医師会事務局お問い合わせ先

TEL 0744-22-8502 FAX 0744-23-7796

県医師会担当者：医療第 I 課 花坂・村嶋・藤村

おすすめの現実的な賃金改善の具体例

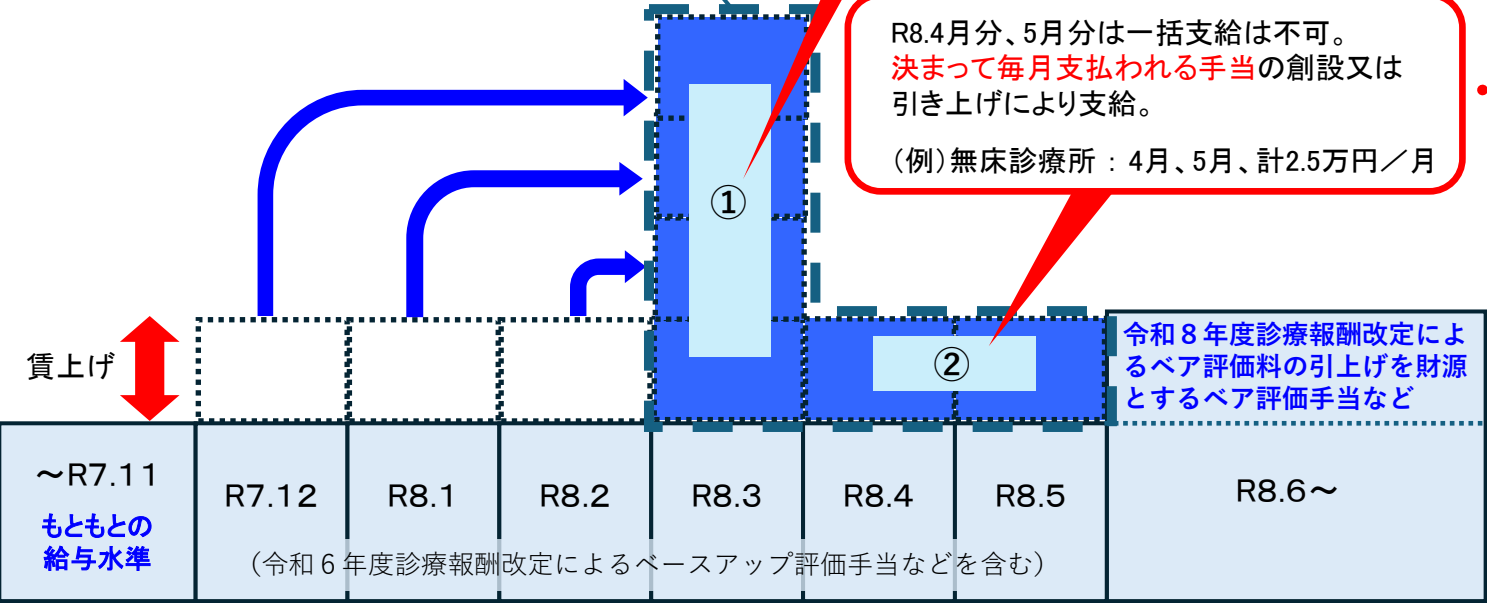
無床診療所で、給付金15万円全額を賃上げに充てる例

- ① R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円／月として、2.5万円×4ヵ月＝10万円を一時金で3月中に支給。法定福利費分16.5%を含めて10万円としてよい。一時金は、例えば「臨時賞与」「物価上昇手当」などの名目で一括で支給。
- ② 4月分、5月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円／月を、「決まって毎月支払われる手当」の創設又は引き上げにより支給。法定福利費分16.5%を含めて2.5万円／月としてよい。4月、5月分は一括支給は不可。
令和6年度診療報酬改定後に「決まって毎月支払われる手当」として「ベースアップ評価料手当」などを創設して賃上げをされている場合は、当該「ベースアップ評価手当」などを4月から引き上げることで対応。
賃金規程に、当該手当は診療報酬上のベースアップ評価料及び賃上げ支援に係る公的補助金をもとに支給するものであるため、制度が改廃された場合には見直しを行うことができる旨を規定する等の対応が1つの例として考えられます。
- 6月分以降は、令和8年度診療報酬改定による新たなベースアップ評価料を財源に上記の「ベースアップ評価手当」などを原則として維持又は拡大。
ただし厚生労働省のQ&Aの通り、受診患者数等の影響によって、6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合は、本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

12月～5月までの賃上げが給付金による支援の対象

R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は一時金として、一括で支給。
(ただし、3月末までに支給すること。)
(例)無床診療所：臨時賞与 計10万円

R8.4月分、5月分は一括支給は不可。
決まって毎月支払われる手当の創設又は引き上げにより支給。
(例)無床診療所：4月、5月、計2.5万円／月



厚生労働省 Q & A (第1版) (令和8年2月)

23 実施要綱には「原則として、(中略)令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

(答) ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

医療機関等における賃上げ支援事業 概要

事業目的	診療所等の従事者の処遇改善につなげるため、対象施設に対して、対象職員の賃上げに必要な経費として補助金を支給し、確実な賃上げに繋げる。
対象施設	●原則：令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーション ●例外：現在の制度上、ベースアップ評価料を届け出ることができない施設のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設 (例) 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等
対象職員	対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む） ※ 対象施設の管理者、法人の理事長、個人事業主である院長は対象外 ※ 令和8年度診療報酬改定によりベースアップ評価料の対象になる予定の事務職員及び40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師も対象職員に含まれます。 ※ 40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師も対象職員に含めることは可能ですが、当該職種は令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならないため、令和8年6月以降の特別の財源は措置されないことにご留意ください。
賃金改善の内容	次の(1)又は(2)のいずれかの賃金改善を実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップ（注）の水準を維持又は拡大すること。 (1) 令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（注）を実施すること。 (2) 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給し、4月から5月まではベースアップ（注）を実施すること。 （注）ベースアップ：基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ
支給額	(1) 無床診療所 1施設×150,000円 (2) 有床診療所（3床以上）許可病床数×72,000円 (3) 有床診療所（2床以下）1施設×150,000円

※ なお、「賃上げ支援事業」の他、「物価支援事業」がございます。

- 支給額 (1) 無床診療所 1施設×170,000円
(2) 有床診療所（14床以上）許可病床数×13,000円
(3) 有床診療所（13床以下）1施設×170,000円

「物価支援事業」は「賃上げ支援事業」の対象とならない場合でも「物価支援事業」のみの申請が可能です。詳細が分かり次第、ご案内申し上げます。